

Dr's gym 健人 会員規約

「Dr's gym 健人 (ドクターズ ジム ケント)」(以下、本ジムといいます) 利用に際しまして、皆さまが快適にご利用いただくために、下記の事項を厳守されますようお願い申し上げます。また、本ジムが、健康づくりとコミュニケーションの場として、常に楽しい空間をつくれるよう、皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

第1条 (名称と所在地)

本施設は、「Dr's gym 健人(ドクターズ ジム ケント)」と称します。

所在地は、「広島県広島市東区光町1丁目9番21号TNE光町ビル4階」とします。

第2条 (目的)

本ジムは、会員の基礎体力の向上、健康維持や増進、スポーツ競技のパフォーマンス向上、良きコミュニケーションの憩いの場を努めることを目指します。

第3条 (入会条件)

会員は、本ジムの目的に賛同し、本規約を厳守される方とします。なお、会員の本ジムの利用は次の各号に該当する方については入会ができません。

- (1)医師から運動を禁じられている方、(但し、本ジムが特別に認めた場合はこの限りではありません)。
- (2)暴力団員または暴力団若しくは暴力団員と密接な関係にある方。
- (3)暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等の市民会社の秩序や安全に脅かす方、またはそのような団体と密接な関係にある方。
- (4)会社通念上、上記(2)号に該当すると思われる行動、言動、外見・身なりをされる方。
- (5)18歳未満の方は、親権者の同意が必要となります。

第4条 (会員の種類)

本ジムの会員の種類及び権利は、別途定める「申し込み・ご利用の同意書」が適用されます。

必要に応じて会員の種類を新規に設定し、又は廃止することがあります。本ジムは事前に本ジム書面、施設内の掲示板及びウェブサイトにて告知し、会員はこれに異議を述べないものとします。尚、会員への個別通知はしないものとします。

*「お申し込み・ご利用の案内」別途参照

第5条 (入会手続き)

本ジム入会の際は、所定の入会申込用紙及び同意書等に必要事項を記入・押印の上、会費等を添え手続きをしていただきます。

会員は、本ジムから身分証明書等、本人確認情報の提示を求められたときは、速やかに応じるものとします。本ジムは、会員がその求めに応じない場合、当該会員の施設の利用を禁止することができます。

第6条 (諸手続き)

会員は、会員種類の変更の際は、所定の方法で手続きを完了しなければなりません。また、会員が入会申込時に記載した内容に変更があった場合(住所変更等)も、速やかに変更手続きを完了しなければなりません。この場合、変更届出の効力は当ジムの変更事務処理終了により、生じるものとします。

第7条 (個人情報保護)

本ジムは、本ジムが保有する会員の個人情報について下記の個人情報保護規定に定めた事項を遵守し、個人情報の適切な保護と利用に努めます。会員の方は以下のとおり取り扱うことを同意するものとします。

- (1)ご登録いただいた個人情報については、会員に対しサービスなどの案内を電子メールなどお送りする場合以外には同意なく利用いたしません。
- (2)ご登録いただいた個人情報については、厳重に管理し、内容についても常に正確に保持するよう努めます。
- (3)会員の同意なく個人情報を第三者に提供することはありません。ただし、法令に基づく場合、個人の(3)生命・身体・財産の保護に必要な場合などは除きます。
- (4)会員の個人情報はご本人の申し出に限り、当該情報の開示・訂正・抹消を速やかに行うものとします。

第8条 (入会登録手数料・会費・チケット料金等)

初回登録手数料・会費・チケット料金等は、本ジムが定める所定の方法で納めていただきます。

- (1)会費の口座振替に際して、口座の不備、残高不足により引き落としが出来なかった場合、原則自動的に次月に滞納を含めて、引き落としさせていただきます。
- (2)会員は、施設利用の有無にかかわらず、退会するまでは指定の会費を支払わなければなりません。
- (3)一度納められた入会登録手数料・会費・チケット料金等は、原則返金いたしません。

第9条 (会員証)

本ジムの会員の証として、個人会員に対して会員証を発行します。

- (1)本ジムを利用する際は、必ず会員証をご提示していただきます。
- (2)会員証は、本人のみ有効であり、会員は第三者に譲渡・貸与その他の担保権設定をすることは出来ません。
- (3)会員証の再発行手数料は会員負担とし、発行手数料として1,000円(+税)を本ジムに支払うものとします。

第10条 (レッスン)

本ジムは、セミパーソナルトレーニング(グルーブレッスン)およびパーソナルトレーニング、オンラインレッスンの運動などのサービスを会員に提供します。

- (1)セミパーソナルトレーニング(グルーブレッスン)において、月利用回数は月ごとの消費することとします。
- (2)セミパーソナルトレーニング(グルーブレッスン)において、会員が月回数の消費ができなかった場合、原則繰り越しはできないものとする。
- (3)パーソナルトレーニング、オンラインレッスンにおいて、完全予約制とし、事前の予約を必要とする。
- (4)パーソナルトレーニング、オンラインレッスンにおいてキャンセルをする場合、必ず事前にキャンセルをするものとする。
- (5)レッスンの開始時間を過ぎてのキャンセルは、月利用の1回分及びチケットが消費されるものとする。

第11条（チケット）

単発グループレッスンやパーソナルトレーニング、治療などはチケット制になっております。

- (1)チケットの支払いは、本ジムが所定する方法によるものとします。
- (2)購入したチケットは他人に譲渡・転売することは出来ません。
- (3)一度取められたチケット料金は、利用の有無にかかわらず、原則返金いたしません。

第12条（会員資格の喪失）

会員が、次の各号のいずれかに該当する場合、当該会員は当然会員資格を喪失します。この場合、会員証は無効とし、ただちに返還していただきます。

- (1)会費を2ヶ月以上滞納の方（2ヶ月滞納した場合は、退会扱いとさせていただきます。但し、滞納分については完納いただきます。）
- (2)本ジムの名誉を傷つけ、秩序を乱した方。
- (3)入会に際して虚偽を申告した方。
- (4)死亡したとき
- (5)その他、本ジムの目的にふさわしくない行為をされた方。
- (6)第3条のいずれかに該当する方。
- (7)会員規約、利用規約、その他本ジムの諸規則に違反を行なっている方。

第13条（損害賠償）

本ジムは、本ジムの施設利用に際して、会員又は第三者に生じた人的、物的事故について本ジムは一切の責を負いません。会員がお連れになったビジターについても同様とします。

- (1)会員が本ジムの施設利用に際して本ジムまたは第三者に損害を与えた場合、当該会員は速やかにその損害の責に応じるものとします。なお、会員とともにお越しいただいたビジターについては、その会員が当該ビジターと連帯して損害賠償の責を応じるものとします。
- (2)但し、事故または損害を与えた原因が明らかに、本ジムの過失または器具の不都合による場合は、前項の適用はありません。

第14条（盗難）

会員が本ジムの利用に際して生じた盗難については、本ジムは一切責任賠償の責を負いません。

第15条（紛失・忘れ物）

会員が本ジムの利用に際して生じた紛失については、本ジムは一切責任賠償の責を負いません。

忘れ物については、一定期間保管した後、処分させていただきます。

第16条（禁止事項）

本ジムでは、下記の各号の行為を禁止いたします。

- | | |
|---------------------------|------------------------------------|
| (1)所定の場所以外の飲食、喫煙 | (8)他人に対する暴力行為や威嚇行為 |
| (2)酒気を帯びてのトレーニング | (9)痴漢、覗き、露出などの公序良俗に反する行為 |
| (3)皮膚疾患、伝染病を有する方の施設利用 | (10)施設内に落書きや造作する行為 |
| (4)危険物、ペットのお持ち込み | (11)器具を床に落とすなどの故意に音を立てるまたは振動を与える行為 |
| (5)賭博行為、セールス行為、及びそれに類する行為 | (12)立ち入り禁止区域への立ち入り |
| (6)無許可の写真・ビデオ撮影、録音等 | (13)営業妨害とみなされる行為 |
| (7)無許可のアンケート協力を依頼行為 | (14)本ジムの施設目的にそぐわない行為 |

第17条（休館日）

本ジムの休館日は、水曜日、祝日となります。その他定期休館日を設定することがあります。（お盆、年末年始）

特別点検・修繕等の場合の臨時休館、災害地変等、その他やむを得ない事情により本ジムの営業が不能となった場合とします。

- (1)本ジムは、臨時休館および休館が予定されている場合は、事情の許す限り、原則として一ヶ月前までに会員に対しその旨を施設内の掲示板及びウェブサイトにて告知するものとし、会員への個別告知はしないものとします。

第18条（施設・設備・サービスの廃止と利用制限）

天変地異・法令の制定改廃・行政指導・社会情勢の著しい変化・その他やむを得ない事由が発生した場合、本ジムは施設・設備・サービスの全部若しくは一部を廃止し、またはその利用を制限することができます。

- (1)施設・設備の改造・改築・整備等を行う場合又は経営上必要があると認められた場合、本ジムは施設・整備の全部若しくは一部を廃止し、その利用やサービス提供を制限することができます。その告知は、施設内の掲示板により行います。
- (2)施設は、上記(1)の他、施設の管理上やむを得ない場合には、予め告知の上休館することがあります。この告知は施設内の掲示板により行いますが、やむを得ない事情による臨時休館日については、この限りではありません。
- (3)前各項の場合、会員は、本ジムに対して損害賠償一切の請求をできないものとします。

第19条（入会登録手数料・会費・チケット料金等の変更）

本ジムは、本規約に基づいて会員が納入すべき入会登録手数料・会費・チケット料金等を諸般の事情により変更することができます。この場合、本ジムは原則として、一ヶ月前以上にその内容を施設内の掲示板この場合、本ジムの掲示板及びウェブサイトにて告知するものとし、会員への個別告知はしないものとします。

第20条（規約の発行）

本規約は平成31年5月1日から発行するものとします。（令和2年5月25日改訂）

本規約は、随時必要に応じて改訂されることがあります。この場合、本ジムの掲示板及びウェブサイトにて告知するものとし、会員への個別告知はしないものとします。改訂した場合、その効力は全ての会員に及ぶものとし、異議なく新しい規約を厳守されるものいたします。